

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 札幌市水道局新琴似庁舎ほか緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕
- 2 事業者名 株式会社栗本鐵工所 北海道支店
- 3 特定理由

本修繕の対象設備は、緊急貯水槽に設置されている緊急遮断弁で流入弁、流出弁、バイパス弁で構成されている。緊急遮断弁は災害発生時に自動的に管路を遮断して飲料水を確保するための、最も重要な機器である。そのため、緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備、劣化に対する予防保全及び部品交換が必要となる。

本修繕の対象設備は上記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品である。また、整備に必要な技術や資料はメーカー独自の仕様であり、一般に公開されていない。そのため、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整に必要な技術、資料を有するのは上記の業者のみであり、他社では履行不可能である。

標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川浄水場No.1・No.2取水調節ゲート整備修繕
2. 業者名 旭イノボックス株式会社
3. 特定理由 本修繕の対象機器は、豊平川から白川浄水場への取水量を制御する電動ゲートである。
本修繕は、経年劣化した部品の交換と分解整備を行った後、動作状況・開度調整等の試験調整を行い、機能の回復を図るものであるが、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の設計及び製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。